

報告第13号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和元年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

平成30年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自平成30年4月1日

至平成31年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

平成30年度事業報告書

はじめに	-----	1
事業実績	-----	2
事業報告の附属明細書	-----	13

平成30年度理事会・評議員会開催状況

理事会開催状況	-----	19
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿	-----	20
評議員会開催状況	-----	21
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿	---	22

平成30年度決算書

貸借対照表	-----	23
正味財産増減計算書	-----	27
正味財産増減計算書内訳表	-----	31
財務諸表に対する注記	-----	35
附属明細書	-----	39
財産目録	-----	43

平成30年度監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款	-----	49
-----------------------	-------	----

平成30年度

事 業 報 告 書

はじめに

平成30年6月時点での全国の障害者雇用者数と雇用率は、いずれも過去最高を記録した。雇用者数で見ると、約53万5千人となっており、雇用率は2.05%(前年比0.08ポイント増)となった。障害種別構成比では、身体障害者64.7%、知的障害者22.7%、精神障害者12.6%となっているが、前年比伸び率では、全体で7.9%の伸びとなっている中、精神障害者は34.7%増となり引き続き他の障害者に比べて高い伸びを示している。

平成30年度は4月1日に精神障害者が雇用義務の対象となり民間企業の法定雇用率が2.2%に引上げられるとともに、あらたに障害者総合支援法による就労定着支援事業が実施されるなど、障害者雇用をめぐる環境は一層充実してきている。

こうした情勢の変化に対応するため、当事業団では今後5年間の事業計画を定めた「ワークサポート杉並・事業推進プラン」(2019~2023年度)を策定したところである。

平成30年度の当事業団の事業を振り返ってみると、杉並区から受託した障害者就労支援センター事業については、新規登録者は3年連続で100人を超え102人となった。年度末累積登録者は1,030人となり前年度末と比べ8.6%増となった。障害種別構成比では、身体障害者が9.1%、知的障害者が40.7%、精神障害者が49.3%、手帳なしが0.9%となっており、累積登録者の内590人(57.3%)が定着支援対象者となっている。

また、新規就職者は63人で、前年度と比べると4人減となり、全体の内73.0%が精神障害者であった。就労相談については合計件数10,930件であり、前年度比813件(8.0%)の増となったが、特に電話相談が前年度比532件(8.0%)増となっている。

就労の場の開拓では、区内等企業に対して、まず実習機会の開拓や障害者への理解が進むよう、「事業推進プラン」の実践に向けた計画的な取り組み方法を検討、準備した。また、余暇支援事業では、ワクサポ広場や茶話会、家族交流会の参加者が増加した。その他、特別支援学校等生徒の実習受入れ等については、参加者の増加とともに当事業団の利用促進に努めた。

障害者総合支援法に基づく「就労移行支援事業」では、延べ利用者数は前年度と比べると5人減となる一方、就職者は前年度と同じく10人となった。

さらに、年度途中より同支援法に基づき、新たに「就労定着支援事業」を利用者(障害福祉サービス受給者13人)に対して実施し就労継続を図った。

事業実績

1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援 (第1号事業)

(1) 就労相談

区市町村障害者就労支援事業の実施にあたっては、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、就労移行支援事業との連携を図りながら就労相談業務の強化を図った。また、就職を希望する者及び現に就労している者に対し、就労に関する情報の提供を進め、日常生活面を含めた職業生活を送るための幅広い相談業務を実施した。一方で、就労準備の前段階として区内福祉施設等の利用が望ましい方には、施設情報などを利用者のニーズに応じて提供した。

10,930件	内訳	電話等	7,175件	(6,643件)
(10,117件)		来所	1,301件	(1,230件)
		訪問等	2,454件	(2,244件)

()は前年度実績、以下同じ

(2) 職業評価

身近な地域で短期間の職業評価を受けたいという地域のニーズに応え、東京都障害者職業センターのバックアップを受け当事業団において、区委託による職業評価事業を実施した。

この事業により、区内の就労を希望する障害者が、職業評価を利用しやすくなるとともに、障害者を支援する職員が職業能力・適性、就労面での課題等を評価・把握する職業評価を身近なサービスとしてとらえてもらえるようになり、個人の状況に応じた支援計画の策定及び就労に向けた支援を地域で円滑に実施できる環境整備につながった。

また、区委託による「就労系福祉サービスの利用に係る職業評価」を実施した。

区委託の職業評価実施人数	11人	(13人)
(うち就労系福祉サービスの利用に係る職業評価7人を含む)	(3人)	

(3) 登録制による就労・生活支援

在宅や福祉施設に在籍する就労希望の障害者、就業していて定着支援あるいは転職を希望する障害者などを対象に、企業開拓で確保した企業体験実習や企業内実習を活用した就労支援、区役所実習や委託訓練等の諸制度を活用した就労支援、個別相談の手法による就労支援、就労移行支援事業を活用した就労支援などの就労面の支援と福祉事務所、保健センター、相談支援事業所等との連携による生活面の支援を一体的に行った。

また、就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、働く障害者の余暇の充実を目的とした余暇支援事業として、就労継続中の障害者を対象とした月2回（原則として第1・3金曜日オフタイム）の「ワクサポ広場」を実施した。

さらに就労継続中の知的障害者を対象とした「交流会」、就労継続中の精神・発達障害者を対象とした「茶話会」、就労継続中の発達障害者本人と家族を対象にした「交流会」を実施した。

また、就労継続中の障害者の中でパソコンのスキル向上を目指す者に対して、パソコン講習会を実施した。

当該年度の新規登録者	102人	(118人)
年度末の累積登録者	1,030人	(948人)
就職者数	63人	(67人)
	(就労移行支援事業利用者10人を含む) (10人)	
定着支援対象者	年度当初 504人	(465人)
	年度末 590人	(558人)
	(就労定着支援事業利用者13人を含む) (-)	
定着支援件数	6,380件	(5,070件)

余暇支援事業	ワクサポ広場(障害者向け)	761人	[22回開催]	(675人)
	交流会(知的障害者向け)	73人	[2回開催]	(68人)
	茶話会(精神・発達障害者向け)	27人	[2回開催]	(20人)
	本人・家族交流会(発達障害者向け)	22人	[1回開催]	(16人)
	パソコン講習会(障害者向け)	35人	[6回開催]	(33人)

(4) 就労の場の開拓

障害者(知的・精神)のための就職準備フェアの開催

主催：新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団
杉並区障害者雇用支援事業団、新宿公共職業安定所
東京障害者職業センター

後援：新宿区、中野区、杉並区

日時：平成30年12月6日(木) 13:30~16:00

場所：東京新卒応援ハローワーク出会いのフロア(小田急第一生命ビル21階)

内容

第1部では東京障害者職業センターの職業カウンセラーによる就職準備講座を障害別に行い、「就職に向けての心構え」をテーマに講話を実施した。

第2部では「企業担当者と働いている人からのメッセージ」と題して、企業担当者、就労継続中の障害者、支援者による講話を障害別に行った。

参加者数 95人

実習・雇用の場の確保

就労支援コーディネーター及び地域開拓促進コーディネーター等を配置し、求人

票や就職面接会、就労支援機関等からの情報を基に、区内等企業に対し電話・訪問による職場開拓を行った。

さらに、定例の職員ミーティング等を活用して「事業推進プラン」の実践に向けた計画的な職場開拓の方法について検討のうえ準備を進めた。

企業数	区内	25社
	区外	36社

(5) 職場体験機会の提供

区内の福祉施設利用者や地域の在宅者等で就職を希望する障害者が、仕事への自信を持ち、就職への意欲を高められるように、企業開拓で確保した企業や区役所等での職場体験実習を実施した。

また、区内福祉施設・特別支援学校等から実習生を受け入れ、事業団で実施している就労移行支援事業での実習を通して職業能力・適性の把握、職業意識・就労意欲の向上を図った。

職場体験実習（杉並区内）

	実習場所	実習内容	実習の時期	実習者数
体験型	区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等の軽作業	6～12月 (1～3日間)	5人
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	6～2月 (1～5日間)	6人
実践型	杉並区社会福祉協議会	タックシール貼り、会報発送業務の軽作業等	4月～3月 (各5日間)	5人
	阿佐谷図書館	本の返却、スタンプ押し等の軽作業	5、10月 (各5日間)	2人
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	8月 (1日間)	1人
	中央図書館（区）	本の返却、軽作業	10、11、1月 (5～10日間)	3人
	区役所	封入、丁合、テーブル拭き、シール貼り、スタンプ押し、リフレットの仕分け等の軽作業	1月 (2日間)	1人

特別支援学校等生徒の実習・体験学習の受入

学 校	学 年	実習の時期	実習者数
阿佐ヶ谷中学校 (特別支援学級)	3年生	6月4日～8日(1人) 7月2日～6日(1人) 7月9日～13日(1人)	3人
大宮中学校 (特別支援学級)	3年生	9月3日～7日(1人) 9月10日～14日(1人) 9月18日～21日(1人)	3人
練馬特別支援学校	3年生	10月15日～19日(1人)	1人
青鳥特別支援学校	3年生	11月12日～16日(1人)	1人
中野特別支援学校	3年生	9月10日～14日(1人) (13、14日はB型アスルト) 12月3日～14日(1人) (5、7日はB型アスルト) 12月10日～14日(1人) 2月7日～14日(2人)	5人
永福学園 (肢体不自由教育部門)	2年生	1月15日～17日(1人)	1人
永福学園 (就業技術科)	3年生	1月21日～25日(1人)	1人

2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

(第2号事業)

(1) 情報の提供

情報提供

ハローワーク新宿主催の「障害者雇用促進セミナー」など新規の企業開拓及び企業実習の開拓、地域の事業主等関係機関への啓発活動、障害者雇用を実施している職場訪問等の際に、企業向けパンフレット等を配付し、障害特性の理解と障害者雇用等の理解を得るための資料として活用した。

個別相談

区市町村障害者就労支援事業の実施に伴い、就労支援コーディネーター及び地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労移行支援事業との連携を図りながら、障害者を雇用している、又は雇用する意向のある事業主に対し、障害者の雇用・職場定着に関する助言、仕事の切り出し、雇用職場の環境整備、その他の助言・援助を実施した。

相談件数

643件

(2) 企業向けセミナーの開催

主に事業主、人事担当者等に対し、障害者を雇用するにあたっての関連事項についてのセミナーを開催し、障害者雇用の理解を深めることにより、障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図った。

企業向けセミナー

実施日	平成30年6月29日(金)
対象者	事業主、人事担当者、障害者施設等の関係職員
場所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内容	第一部 就労定着支援事業の概要について 第二部 業務別に求められる職業準備性について ・講演 ・質疑応答、意見交換
講師	第一部 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 課長代理 第二部 筑波大学附属大塚特別支援学校教諭
参加者	18人

3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)

(1) 情報の提供

以下の4項目のほか、関係機関等で実施されるセミナーの講師として事業団職員を派遣し、障害者雇用支援事業団事業の説明、都・区内の障害者雇用の現状と職業準備性の向上などの雇用支援にかかる情報を提供した。

ワークサポートだよりの発行

隔月発行とし、その時々々のタイムリーな情報の提供に努めた。

・「ワークサポート杉並だよりの」・事業団の活動状況等を紹介する広報紙

発行部数 1回 1,300部 4回発行

事業団ホームページの運営

- ・障害者と企業担当者等に向けて、事業団の活動内容、活動状況を紹介した。
- ・就職相談会の紹介等、イベント等の情報提供に努めた。
- ・「みんながんばってます」コーナーと「会報(ワークサポート杉並だよりの)」アーカイブページによりバックナンバーを提供した。
- ・事業団活動の情報開示の一環として、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算書等の資料を更新した。

セミナーの開催

下表の内容でセミナーを開催し、障害者やその家族、作業所や相談事業所などの

関係職員、一般企業の社員等が障害者の就労について考える機会を提供し、障害者の雇用に関する普及啓発を行った。また、事業団の活動内容を紹介した。

企業向け普及啓発セミナー（企業向けセミナー(P.6)の内容を再掲）

実施日	平成30年6月29日（金）
対象者	事業主、人事担当者、障害者施設等の関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	第一部 就労定着支援事業の概要について 第二部 業務別に求められる職業準備性について ・講演 00 ・質疑応答、意見交換
講 師	第一部 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 課長代理 第二部 筑波大学附属大塚特別支援学校教諭
参加者	18人

ワークサポートセミナー2018（区民向けセミナー）

実施日	平成30年11月14日（水）
対象者	区民、障害者就労関係機関・作業所職員、障害者家族、企業担当者
場 所	杉並区役所 第4会議室
テーマ ・ 内 容	第一部 パーソルグループの事業展開について 第二部 今後の障害者雇用について
講 師	パーソルサンクス株式会社 代表取締役社長
参加者	35人

地域の支援者向けセミナー（雇用支援ネットワーク会議(P.10 に掲載)としても実施）

実施日	平成30年 6月12日（火） 平成30年12月11日（火） 平成31年 1月 8日（火） 平成31年 2月12日（火）
対象者	障害者通所施設職員、相談支援事業所職員・関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	成年後見制度の概要と事例検討について 知的・発達障害者の性と支援～対人関係をゆたかに～ 就業支援に必要なアセスメント、職業準備性向上に関する支援について」 発達障害者の特性と就労支援について
講 師	杉並区成年後見センター 相談員 東京都心身障害者福祉センター 地域相談支援担当 東京障害者職業センター 主幹障害者職業カウンセラー 認定 NPO 法人 育て上げネット 臨床心理士
参加者	25人 22人 18人 24人

家族向けセミナー・交流会

実施日	平成30年10月2日(火) <第1回>
対象者	企業就労を考えている障害のある方の家族 障害者施設などの関係機関の職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」～「親あるあいだ」の準備(親なきあとのために今から準備すること)
講 師	渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室代表
参加者	33人

実施日	平成31年2月17日(月) <第2回>
対象者	障害のある方のご家族、障害者施設・機関等の支援員等
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ ・ 内 容	地震等の災害から大切な人を守る知識と技術 ・講演「震災への備え、震災時の対応、避難所での過ごし方」など ・実技「応急手当のやり方」など
講 師	日本赤十字社 東京都支部救護課講習係職員
参加者	8人

その他普及啓発

「福祉会館まつり」、「杉並区障害者週間事業」のイベントの他に、地域の事業活動にも参加し、事業団活動や障害者の雇用促進について普及啓発を行った。

実施日	イベント名	会 場	内 容
10月13日(土)	福祉会館 まつり	障害者福祉会館	・障害者団体・施設紹介パネルの 展示 ・模擬店出店による事業団のPR
11月26日(月) ～ 12月2日(日)	杉並区障害 者週間事業	区役所	・障害者団体・施設紹介パネルの 展示など
12月13日(木) 20日(木) 27日(木)	地域美化事業 支援活動 (清掃実習)	下高井戸 八幡神社	・境内の清掃の手伝い

(2) 就労情報の収集

月に1回、公共職業安定所に出向き就職情報の検索及び収集を行うとともに、同所の提供する求人情報をオンラインで受ける環境を整備した。新宿公共職業安定所、中野区障害者福祉事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野特別支援学校等と情報交換を行い、就職と実習の受入を希望する企業情報を収集した。

また、区内企業等に電話で職場開拓を行うなど、より広域の情報を入手することができた。新聞折りこみの求人ちらし、インターネットで検索できる一般求人情報も参考にした。

さらに、広域の就労支援機関連絡会等に積極的に参加し、意見交換や情報の収集を行った。

(3) 職域開拓及び研究

担当制による開拓作業を実施したほか、職場訪問の情報を週1回の職員ミーティングで報告し、開拓方法等を検討した。

また、発達障害者の就労準備等の支援を行う専門機関を訪問し、効果的な支援方法について研究した。

(4) 利用者等を対象とした調査・研究

平成30年度就職者を対象に、就労に至るまでの過程で有効な支援を提供できたか、今後どのような支援を希望するか等についての顧客満足度調査を実施した。

実施方法：四半期ごとに就職者を集計し調査票を送付

送付数 39件

回収数 23件(回収率58.9%) 数値は平成30年12月末現在

過去3年間の登録者のうち未就労者を対象に現況、今後の支援希望等について調査した。

実施方法：平成31年3月に調査票を一斉送付

送付数 70件

回収数 22件(回収率31.4%)

4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

(第4号事業)

(1) 区内福祉施設等における一般就労促進への支援

区内福祉施設等に在籍している障害者の企業等への一般就労を促進するため、各施設等を定期的に訪問し、企業等への就労に向けた支援を施設職員と連携して実施した。特別支援学校に対しても、卒業前に行う企業実習期間において、職場訪問等に事業団職員が同行するなど、特別支援学校の活動に協力をして連携を強化した。

また、杉並区就労支援センター(すぎJOB・すぎトレ)等を定期的に訪問し、事業説明を行うなど事業団の周知と新たな利用者の確保に努めた。

施設訪問等	延べ	176件
特別支援学校への協力	延べ	12件
杉並区就労支援センター説明会	延べ	2回
杉並区・保健予防課等訪問説明	延べ	3回

(2) 雇用支援ネットワークの活用

障害者の就職及び職場定着のための支援を地域で効果的に行うため、区内の作業所、相談支援事業所、公共職業安定所、特別支援学校等に所属する職員で構成された実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催した。

また、希望する関係機関には、障害者雇用情報の FAX による随時提供のほか、障害者の就職活動に必要な着眼点や技法を学ぶために企業担当者による講話・企業見学・事例検討・各種研修等を実施し、地域の支援力のスキルアップに努めた。

雇用支援ネットワーク会議実務担当者会(実務担当者会11回・企業見学会1回開催)

平成30年度の実施目標		「支援体制づくりと支援力の強化」	
回数	日程	内容	備考
第1回	4月10日	自己紹介 平成30年度「職場実習」事業等の説明について 平成30年度実施計画について 近況報告・連絡事項	29名
第2回	5月8日	シリーズ・参加団体の事業&事例説明 「アゲイン」 企業見学会(8月)の見学先候補の検討について 近況報告、連絡事項	24名
第3回	6月12日	成年後見制度の概要と事例検討について《講演》 企業見学会(8月)の見学先候補の検討について 模擬面接会の検討について 近況報告、連絡事項	25名
第4回	7月10日	障害者雇用対策の現状とハローワークの支援について (企業から本人・支援機関等に望むこと) 模擬面接会の検討について	21名
第5回	8月31日	多くの障害者を雇用し、社内でも障害者雇用の理解を進め、日頃から業務等において当事者が働きやすい取り組みを実践している企業(株いなげやウイング/特例子会社)の見学会を実施	16名
第6回	9月11日	自立に向けた支援について「自立準備性ピラミッドの活用」《講話&演習》 企業見学会(8月)の振り返りについて 近況報告・連絡事項	21名
第7回	10月9日	上半期の利用状況、就労・定着支援状況等について 下半期の事業計画について LGBTに関する情報共有について 近況報告・連絡事項	20名
第8回	11月13日	アセスメントについて「面談による(自己理解等を深める)方向性のすり合わせ」《講話&演習》 就労(定着)支援事例について「外国籍の障害のある方の就労支援事例」《講話》 LGBTに関する情報共有について 近況報告・連絡事項	25名
第9回	12月11日	知的・発達障害者の性と支援～対人関係をゆたかに～ 《講演》 近況報告・連絡事項	22名

第10回	1月8日	就業支援に必要なアセスメント、職業準備性向上に関する支援について《講演》 近況報告・連絡事項	18名
第11回	2月12日	発達障害者の特性と就労支援について《講演》 近況報告・連絡事項	24名
第12回	3月12日	「対話的関係の自己点検」の実施について《演習》 平成30年度の振り返りについて 平成31年度の取り組みについて 近況報告・連絡事項	17名

(3) 研修会への参加及び実施

指導員研修（高齢・障害・求職者雇用支援機構主催）

職業リハビリテーションに係る情報の提供及び相談、ネットワークの技法、その他障害の特性の理解とその援助の方法について専門的に学び、就労支援を効果的かつ効率的に行うため職員が参加した。

参加職員 8人

指導員研修（雇用支援事業団主催）

事業団・区内作業所等における就労支援機能強化を目的に、他の障害者就労支援機関等や障害者雇用を進めている企業の取り組み事例などを学び、支援担当職員のレベルアップを図った。

参加職員 延べ 105人

指導員研修（その他）

関係機関・団体の主催する研修等に参加して、障害の特性や福祉・労働関係法制度等に関する知識の習得を行った。

参加職員 延べ 42人

5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

就労移行支援事業の実施

利用対象者の把握

区内の福祉施設、福祉事務所、特別支援学校、保健センター、中部総合精神保健福祉センター、杉並区主催の障害者通所施設入所調整会議等との情報交換を通じて、企業等での一般就労の意向がある障害者で、職業準備性の訓練を必要とする就労移行支援事業利用対象者の把握に努めた。

職業準備訓練の実施

一般就労希望の障害者が、就労に必要な知識・能力と働く意識の向上を図るための訓練を通じて就職し、安定した職業生活をおくることができるよう支援を実施した。

障害者の特性と一般企業が求める障害者雇用での業務内容とをマッチングするために必要な訓練プログラムを開発し、障害者雇用で求めるビジネスマナー研修、コミュニケーショントレーニング、パソコン訓練、区内企業・事業所での清掃訓練などのプログラムを導入することで、職業準備訓練をより多様で実践的な内容で実施し、利用者の就労意欲を高めるサービス提供の充実に取り組んだ。また、より就労意識の向上を図るため施設外就労業務を実施した。

さらに、利用者の特性、就職に向けた能力の向上などの評価を3カ月ごとに行い、利用者の適性を踏まえた職場開拓に力を注いだ。

また、就労移行支援事業所等から就職し、就職後6ヶ月を経過した者（障害福祉サービス受給者）を対象に、平成30年10月より就労定着支援事業（最長で3年間）を実施した。

ア) 就労移行支援事業利用対象者（定員）20人

・就職者数	合計	10人
(障害別内訳)	知的障害	6人
	精神障害	1人
	発達障害	3人

イ) 就労定着支援事業利用対象者（年間）20人

・実利用者数	合計	13人
(障害別内訳)	知的障害	7人
	精神障害	2人
	発達障害	4人

事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。

【参考資料】

1 平成30年度就労移行支援事業利用者状況（P.12）

（平成31年3月末）

月別利用登録者数 （単位：人）

	男	女	合計
4月	8	7	15
5月	7	7	14
6月	7	6	13
7月	4	5	9
8月	3	5	8
9月	5	5	10
10月	6	6	12
11月	6	4	10
12月	7	4	11
1月	8	4	12
2月	6	4	10
3月	5	4	9

各月の中途対象者を含む

平成30年度に利用登録のあった利用者の性別、年齢別状況（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	3	7	3	1	1	0	15
女	2	2	2	2	0	0	8
計	5	9	5	3	1	0	23

平成30年度に利用登録のあった利用者の障害別状況（単位：人）

身体障害	知的障害	精神障害	その他・手帳なし	合計
1	12	10	0	23

うち発達障害6人、知的障害重複2人を含む

2 登録制による就労・生活支援の平成30年度新規登録者状況（P.3）

性別、年齢別新規登録者数 （単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
男	12	19	13	15	8	0	67
女	9	8	10	3	4	1	35
計	21	27	23	18	12	1	102

登録者の状況

(単位：人)

		15歳 ～ 17歳	18歳 ～ 20歳	21歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	不明	障害種別 合計
身体障害者	視覚障害			2		3	4	2		11
	聴覚障害		1	3	2	3	2	2		13
	平衡機能障害									0
	音声・言語・咀嚼 機能障害			1		2		1		4
	肢体不自由 (1～3級)		1	5	6	13	6	5		36
	肢体不自由 (4～7級)			2	1	1	6	6	1	17
	内部障害			2	4	3	3	1		13
	計	0	2	15	13	25	21	17	1	94
知的障害者	愛の手帳 1度									0
	2度		1	3						4
	3度		6	19	20	15	4	1		65
	4度		44	143	71	53	31	8		350
	計	0	51	165	91	68	35	9	0	419
精神障害者	障害者手帳1級				1	2	1			4
	2級		1	20	55	65	33	5		179
	3級		3	59	105	88	62	8		325
	計	0	4	79	161	155	96	13	0	508
手帳なし	精神障害 (うつ病・統合失調症など)				2	1		1		4
	発達障害			1	3					4
	てんかん									0
	高次脳機能障害									0
	難病患者						1			1
	その他									0
	計	0	0	1	5	1	1	1	0	9
合計		0	57	260	270	249	153	40	1	1,030

重複障害者の場合は主な障害で分類している

内部障害：心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害等

3 平成30年度就職者実績の状況（P.3）

就職者の障害別、雇用時間別状況

（単位：人）

		一般 (週30時間以上)	短時間 (週20～29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計
身体障害者	視覚障害				0
	聴覚障害				0
	平衡機能障害				0
	音声・言語・咀嚼機能障害				0
	肢体不自由(1～3級)	2	1	1	4
	肢体不自由(4～7級)			1	1
	内部障害				0
	計	2	1	2	5
知的障害者	愛の手帳 1度				0
	2度				0
	3度				0
	4度	9	3		12
	計	9	3	0	12
精神障害者	障害者手帳 1級				0
	2級	11	8	1	20
	3級	16	8	2	26
	計	27	16	3	46
手帳なし					0
	計	0	0	0	0
合計		38	20	5	63

重複障害者の場合は主な障害で分類している

うち発達障害18人、てんかん1人を含む

就職先の業種別内訳（単位：人）

業 種	人 数	
建設業	1	
製造業	3	
電気・ガス業	1	
情報通信業	7	
運輸業	1	
卸売・小売業	6	
金融・保険業	2	
不動産業	0	
飲食店・宿泊業	6	
医療・福祉	13	
教育・学習支援	0	
その他 サービス業	都区チャレンジ雇用	6
	その他	17
合 計	63	

就職先の業務内訳（単位：人）

業 務	人 数
事務関係	39
清掃	7
食器洗浄・調理補助	6
軽作業	4
介護補助	2
接客・販売	2
翻訳	1
その他	2
合 計	63

就職先の企業規模別内訳（単位：人）

企業規模	人数
大企業	41
中小企業	22
合 計	63

中小企業とは、従業員300人以下の事業者

4 団体会員 11団体

1	特定非営利活動法人 杉並いずみ	7	社会福祉法人 いたるセンターあけぼの作業所
2	社会福祉法人 杉並希望の家	8	特定非営利活動法人 あおば福祉会
3	社会福祉法人 済美会済美職業実習所	9	特定非営利活動法人 障害者就労支援センター どんまい福祉工房
4	社会福祉法人 済美会ひまわり作業所	10	一般社団法人ハミングバード tori dori
5	杉並・あしたの会福祉作業所	11	特定非営利活動法人 福祉の家 作業所にしおぎ館
6	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター		

5 賛助会員 5件

平成30年度

理事会・評議員会開催状況

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿

理事会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	平成30年 4月27日	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	平成29年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告について 平成29年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団決算報告について 評議員候補者の推薦について 平成30年度第1回評議員会の招集について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定
第2回	平成30年 10月19日	議案第5号 議案第6号 報告事項 報告事項 報告事項	役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程の一部改正について 平成30年度第2回評議員会の招集について 業務執行理事の職務執行状況について 「障害者就労支援事業推進プラン」改定について 事業実績報告について	原案決定 原案決定 報告了承 報告了承 報告了承
第3回	平成30年 12月17日	議案第7号 報告事項	「事業推進プラン」の改定について 就労定着支援事業の実施状況について	原案決定 報告了承
第4回	平成31年 3月18日	議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 報告事項	平成31年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画について 平成31年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団収支予算について 理事候補者の推薦について 平成30年度第3回評議員会の招集について 業務執行理事の職務執行状況について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承

役員名簿

(平成31年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	宇賀神 雅彦	杉並区副区長
副理事長	高橋 博	杉並区障害者団体連合会会長
常務理事	武笠 茂	杉並区障害者雇用支援事業団事務局長
理事	谷川 順子	済美会常務理事 済美福祉相談室代表
理事	明石 則雄	東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員
理事	成見 順美	杉並区商店会連合会副会長
理事	山下 達雄	杉並産業協会常任理事
理事	牧野 光洋	東京商工会議所杉並支部副会長
理事	井口 順司	杉並区社会福祉協議会常務理事
理事	玉山 雅夫	杉並区シルバー人材センター常務理事
理事	有坂 幹朗	杉並区保健福祉部長
監事	若原 文安	日本公認会計士協会東京会杉並会
監事	南雲 芳幸	杉並区会計管理室長

評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	平成30年 5月15日	議案第1号	平成29年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団決算報告について	原案決定
		議案第2号	評議員の選任について	原案決定
		報告事項	平成29年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告について	報告了承
第2回	平成30年 10月26日	議案第3号	役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程の一部改正について	原案決定
		報告事項	「障害者就労支援事業推進プラン」改定について	報告了承
		報告事項	事業実績報告について	報告了承
第3回	平成31年 3月27日	議案第4号	平成31年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画について	原案決定
		議案第5号	平成31年度公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団収支予算について	原案決定
		議案第6号	理事の選任について	原案決定

評議員名簿

(平成30年3月31日現在)

氏名	備考
伊倉 和正	同愛会 あすなる作業所施設長
山本 寿美子	杉並希望の家 希望の家施設長
杉原 千鶴子	杉並区障害者団体連合会(杉並区肢体不自由児者父母の会会長)
鈴木 道夫	杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会副会長)
山本 裕子	杉並区障害者団体連合会(杉並家族会会長)
佐藤 弘美	東京都知的障害者育成会 杉並障害者自立生活支援センターすだち相談支援専門員
筒井 弘	杉並区商店会連合会副会長
住田 嘉久	杉並産業協会副会長
神谷 次彦	東京商工会議所杉並支部 工業分科会会長
小森田 眞由美	杉並障害者福祉会館運営協議会副会長
渡邊 君子	杉並区民生委員児童委員協議会和田堀地区副会長
鹿野 修二	杉並区町会連合会副会長

平成30年度

決 算 書

貸 借 対 照 表

貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	23,320,903	24,628,348	1,307,445
未収金	5,958,702	8,330,662	2,371,960
前払費用	0	386,350	386,350
流動資産合計	29,279,605	33,345,360	4,065,755
2. 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	479,785,127	479,710,132	74,995
定期預金	23,088,806	23,088,806	0
基本財産合計	502,873,933	502,798,938	74,995
(2)特定資産			
車両取得資金	3,032,148	3,032,148	0
特定資産合計	3,032,148	3,032,148	0
(3)その他固定資産			
車両運搬具	4	9,318	9,314
什器備品	552,552	614,460	61,908
その他固定資産合計	552,556	623,778	71,222
固定資産合計	506,458,637	506,454,864	3,773
資産合計	535,738,242	539,800,224	4,061,982
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,606,907	6,455,487	1,151,420
預り金	3,811,235	8,014,457	4,203,222
リース債務	0	34,020	34,020
流動負債合計	11,418,142	14,503,964	3,085,822
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	11,418,142	14,503,964	3,085,822
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	502,873,933	502,798,938	74,995
指定正味財産合計	502,873,933	502,798,938	74,995
(うち基本財産への充当額)	(502,873,933)	(502,798,938)	(74,995)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(3,032,148)	(3,032,148)	(0)
正味財産合計	524,320,100	525,296,260	976,160
負債及び正味財産合計	535,738,242	539,800,224	4,061,982

正味財產增減計算書

正味財産増減計算書

平成 30年 4月 1日 から平成 31年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	10,308	17,772	7,464
基本財産受取利息振替額	5,584,000	5,584,000	0
基本財産運用益計	5,594,308	5,601,772	7,464
受取会費			
団体正会員受取会費	11,000	10,000	1,000
賛助会員受取会費	25,000	25,000	0
受取会費計	36,000	35,000	1,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	2,408,511	1,887,193	521,318
受託事業収入	68,674,065	64,824,145	3,849,920
受取訓練等給付金	30,312,781	34,861,730	4,548,949
受取利用者負担金	199,064	51,586	147,478
施設外就労業務事業収入	102,000	110,000	8,000
事業収益計	101,696,421	101,734,654	38,233
受取補助金等			
受取区補助金	13,597,000	13,403,692	193,308
受取区サービス推進補助金	3,836,000	3,838,000	2,000
受取区交通費等補助金	922,308	1,283,872	361,564
受取補助金等計	18,355,308	18,525,564	170,256
雑収益			
受取利息	387	364	23
雑収益	43,000	6,000	37,000
雑収益計	43,387	6,364	37,023
経常収益計	125,725,424	125,903,354	177,930
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,374,857	5,342,105	32,752
給料手当	42,350,930	42,767,437	416,507
非常勤職員報酬	28,897,783	25,212,940	3,684,843
通勤交通費	2,754,238	2,554,056	200,182
退職給付費用	1,440,000	1,440,000	0
福利厚生費	420,926	335,207	85,719
法定福利費	13,842,357	13,357,522	484,835
旅費交通費	1,816,706	1,790,646	26,060
通信運搬費	1,101,059	1,194,951	93,892
減価償却費	70,756	472,066	401,310
消耗什器備品費	0	1,157,220	1,157,220
消耗品費	1,829,168	1,218,215	610,953
修繕費	146,095	69,746	76,349
印刷製本費	241,488	246,348	4,860
燃料費	49,571	36,640	12,931
光熱水料費	1,214,952	1,322,259	107,307
賃借料	2,548,384	1,755,697	792,687
支払保険料	734,127	705,386	28,741
諸謝金	2,077,100	2,097,000	19,900
租税公課	4,291,100	4,051,200	239,900
支払負担金	453,056	302,760	150,296

委託費	6,972,869	6,524,978	447,891
図書費	37,048	0	37,048
訓練奨励金	153,000	63,000	90,000
支払報酬	244,800	244,800	0
支払利用者工賃	584,927	572,856	12,071
外注加工費	1,690,601	1,204,754	485,847
施設外就労作業工賃	102,000	110,000	8,000
支払交通費給付金	512,708	716,872	204,164
支払給食費給付金	409,600	567,000	157,400
雑費	271,441	198,549	72,892
事業費計	122,633,647	117,632,210	5,001,437
管理費			
役員報酬	1,761,715	1,739,520	22,195
非常勤職員報酬	386,712	356,400	30,312
通勤交通費	65,082	65,082	0
福利厚生費	5,780	11,188	5,408
法定福利費	584,346	590,276	5,930
旅費交通費	2,850	4,795	1,945
通信運搬費	42,517	45,314	2,797
減価償却費	466	7,396	6,930
消耗品費	81,222	46,174	35,048
印刷製本費	535,128	437,400	97,728
光熱水料費	63,946	69,592	5,646
賃借料	89,802	615,773	525,971
諸謝金	16,000	20,000	4,000
租税公課	62,010	62,400	390
委託費	336,144	343,420	7,276
図書費	48,444	48,444	0
会議費	24,750	23,750	1,000
渉外交流費	9,136	18,210	9,074
雑費	26,882	38,434	11,552
管理費計	4,142,932	4,543,568	400,636
経常費用計	126,776,579	122,175,778	4,600,801
評価損益等調整前当期経常増減額	1,051,155	3,727,576	4,778,731
当期経常増減額	1,051,155	3,727,576	4,778,731
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,051,155	3,727,576	4,778,731
当期一般正味財産増減額	1,051,155	3,727,576	4,778,731
一般正味財産期首残高	22,497,322	18,769,746	3,727,576
一般正味財産期末残高	21,446,167	22,497,322	1,051,155
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	5,658,995	5,658,992	3
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	5,584,000	5,584,000	0
当期指定正味財産増減額	74,995	74,992	3
指定正味財産期首残高	502,798,938	502,723,946	74,992
指定正味財産期末残高	502,873,933	502,798,938	74,995
正味財産期末残高	524,320,100	525,296,260	976,160

正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表

平成 30年 4月 1日 から平成 31年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引 消去	合計
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	10,308	0	10,308
基本財産受取利息振替額	0	5,584,000	0	5,584,000
基本財産運用益計	0	5,594,308	0	5,594,308
受取会費				
団体正会員受取会費	11,000	0	0	11,000
賛助会員受取会費	25,000	0	0	25,000
受取会費計	36,000	0	0	36,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	2,431,511	0	23,000	2,408,511
受託事業収入	68,674,065	0	0	68,674,065
受取訓練等給付金	30,312,781	0	0	30,312,781
受取利用者負担金	199,064	0	0	199,064
施設外就労業務事業収入	102,000	0	0	102,000
事業収益計	101,719,421	0	23,000	101,696,421
受取補助金等				
受取区補助金	13,597,000	0	0	13,597,000
受取区サービス推進補助金	3,836,000	0	0	3,836,000
受取区交通費等補助金	922,308	0	0	922,308
受取補助金等計	18,355,308	0	0	18,355,308
雑収益				
受取利息	43	344	0	387
雑収益	43,000	0	0	43,000
雑収益計	43,043	344	0	43,387
経常収益計	120,153,772	5,594,652	23,000	125,725,424
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,374,857	0	0	5,374,857
給料手当	42,350,930	0	0	42,350,930
非常勤職員報酬	28,897,783	0	0	28,897,783
通勤交通費	2,754,238	0	0	2,754,238
退職給付費用	1,440,000	0	0	1,440,000
福利厚生費	420,926	0	0	420,926
法定福利費	13,842,357	0	0	13,842,357
旅費交通費	1,816,706	0	0	1,816,706
通信運搬費	1,101,059	0	0	1,101,059
減価償却費	70,756	0	0	70,756
消耗品費	1,829,168	0	0	1,829,168
修繕費	146,095	0	0	146,095
印刷製本費	241,488	0	0	241,488
燃料費	49,571	0	0	49,571
光熱水料費	1,214,952	0	0	1,214,952
賃借料	2,548,384	0	0	2,548,384
支払保険料	734,127	0	0	734,127
諸謝金	2,077,100	0	0	2,077,100
租税公課	4,291,100	0	0	4,291,100
支払負担金	453,056	0	0	453,056

委託費	6,995,869	0	23,000	6,972,869
図書費	37,048	0	0	37,048
訓練奨励金	153,000	0	0	153,000
支払報酬	244,800	0	0	244,800
支払利用者工賃	584,927	0	0	584,927
外注加工費	1,690,601	0	0	1,690,601
施設外就労作業工賃	102,000	0	0	102,000
支払交通費給付金	512,708	0	0	512,708
支払給食費給付金	409,600	0	0	409,600
雑費	271,441	0	0	271,441
事業費計	122,656,647	0	23,000	122,633,647
管理費				
役員報酬	0	1,761,715	0	1,761,715
非常勤職員報酬	0	386,712	0	386,712
通勤交通費	0	65,082	0	65,082
福利厚生費	0	5,780	0	5,780
法定福利費	0	584,346	0	584,346
旅費交通費	0	2,850	0	2,850
通信運搬費	0	42,517	0	42,517
減価償却費	0	466	0	466
消耗品費	0	81,222	0	81,222
印刷製本費	0	535,128	0	535,128
光熱水料費	0	63,946	0	63,946
賃借料	0	89,802	0	89,802
諸謝金	0	16,000	0	16,000
租税公課	0	62,010	0	62,010
委託費	0	336,144	0	336,144
図書費	0	48,444	0	48,444
会議費	0	24,750	0	24,750
渉外交流費	0	9,136	0	9,136
雑費	0	26,882	0	26,882
管理費計	0	4,142,932	0	4,142,932
経常費用計	122,656,647	4,142,932	23,000	126,776,579
評価損益等調整前当期経常増減額	2,502,875	1,451,720	0	1,051,155
当期経常増減額	2,502,875	1,451,720	0	1,051,155
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	2,502,875	1,451,720	0	1,051,155
当期一般正味財産増減額	2,502,875	1,451,720	0	1,051,155
一般正味財産期首残高	4,968,724	17,528,598	0	22,497,322
一般正味財産期末残高	2,465,849	18,980,318	0	21,446,167
指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	5,658,995	0	5,658,995
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	0	5,584,000	0	5,584,000
当期指定正味財産増減額	0	74,995	0	74,995
指定正味財産期首残高	0	502,798,938	0	502,798,938
指定正味財産期末残高	0	502,873,933	0	502,873,933
正味財産期末残高	2,465,849	521,854,251	0	524,320,100

財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

車両運搬具、什器備品・・・旧定額法及び定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	479,710,132	74,995	0	479,785,127
定期預金	23,088,806	0	0	23,088,806
小 計	502,798,938	74,995	0	502,873,933
特定資産				
車両取得資金	3,032,148	0	0	3,032,148
小 計	3,032,148	0	0	3,032,148
合 計	505,831,086	74,995	0	505,906,081

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味 財産からの充当 額）	（うち一般正味 財産からの充当 額）	（うち負債に対 応する額）
基本財産				
投資有価証券	479,785,127	(479,785,127)	(0)	
定期預金	23,088,806	(23,088,806)	(0)	
小 計	502,873,933	(502,873,933)	(0)	
特定資産				
車両取得資金	3,032,148	(0)	(3,032,148)	
小 計	3,032,148	(0)	(3,032,148)	
合 計	505,906,081	(502,873,933)	(3,032,148)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,917,640	2,917,636	4
什器備品	924,000	371,448	552,552
合計	3,841,640	3,289,084	552,556

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
兵庫県公募公債 平成21年度 第1回	99,999,188	100,110,000	110,812
政保日本高速道路保有債務返済機構債 第135回	79,995,243	81,920,000	1,924,757
北海道公募公債 平成23年度 第6回	100,000,000	102,659,000	2,659,000
北海道公募公債 平成23年度 第8回	99,930,242	102,750,000	2,819,758
大阪府公募公債 第373回	99,860,454	103,738,000	3,877,546
合計	479,785,127	491,177,000	11,391,873

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	198,308	13,597,000	13,795,308	0	-
区障害者通所施設サービス推進事業補助金	杉並区	34,000	3,921,000	3,870,000	85,000	流動負債
区障害福祉サービス事業所交通費等補助金	杉並区	353,800	1,121,036	922,308	155,072	流動資産
合計		121,492	18,639,036	18,587,616	70,072	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額 目的達成による指定解除(基本財産受取利息)	5,584,000

附 屬 明 細 書

附 属 明 細 書

1 . 重要な固定資産の明細

(単位 : 円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	479,710,132	74,995	0	479,785,127
	定期預金	23,088,806	0	0	23,088,806
	基本財産計	502,798,938	74,995	0	502,873,933
特定資産	車両取得資金	3,032,148	0	0	3,032,148
	特定資産計	3,032,148	0	0	3,032,148
その他固定資産	車両運搬具	9,318	0	9,314	4
	什器備品	614,460	0	61,908	552,552
	その他固定資産計	623,778	0	71,222	552,556

2 . 引当金の明細

引当金の計上なし

財 產 目 録

財 産 目 録

平成 31年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金 預金	手元保管現金	運転資金	595,688		
		普通預金				
		みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	21,159,489		
	未収金	みずほ銀行 荻窪支店	同上	519,027		
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	1,046,699		
		東京都国民健康保険団体連合会	訓練等給付金(2・3月分)	4,237,212		
		兵庫県公募公債等	基本財産である債券の経過利息	1,143,113		
		杉並区	交通費・給食補助金	155,072		
(株)第一産業他2件	軽作業事業収入(3月分)	399,619				
その他3件	利用者負担金(3月分)等	23,686				
流動資産合計				29,279,605		
(固定資産)	基本財産	投資有価 証券	兵庫県公募公債 平成21年度第1回	管理業務用財産であり、運用益を管理費の財源として使用している。	99,999,188	
			政保日本高速道路保有債務返済機構債 第135回	同上	79,995,243	
			北海道公募公債 平成23年度第6回	同上	100,000,000	
			北海道公募公債 平成23年度第8回	同上	99,930,242	
			大阪府公募公債 第373回	同上	99,860,454	
			西京信用金庫 上井草支店	同上	10,000,000	
			東京中央農業協同組合 井荻支店	同上	10,000,000	
	特定資産	定期預金	西武信用金庫 杉並営業部	同上	3,088,806	
			車両取得 資金	普通預金	資産取得資金であり、公益目的事業における車両の買替え取得に備えるための資金である。	3,032,148
				みずほ銀行 荻窪支店		
その他固定資産	車両運搬 具	軽自動車、バン、3輪バイク	共用財産であり、95%が公益目的保有財産、残りの5%が管理業務用財産である。	4		
		什器備品	紙折機、結束機	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	552,552	
固定資産合計				506,458,637		
資産合計				535,738,242		

(流動負債)	未払金	事業団職員	超過勤務手当、旅費及びパートタイ マ-報酬 3月分	873,539
		杉並年金事務所	社会保険料 2,3月分	1,682,023
		こころとからだの元気プラザ	ストレスチェック 3月分	16,200
		AIG損害保険(株)	普通傷害保険追加精算額	464
		杉並区	建物管理委託費 12月~3月分	1,322,997
		杉並区	水熱水費 12月~3月分	460,718
		(有)ボトムライン	ドメイン更新料他 3月分	23,868
		栄和清運(株)	廃棄物収集運搬委託代 3月分	38,059
		和泉ビジネスマシン	コピーチャージ料 3月分	62,104
		NTTファイナンス(株)	電話料金 3月分	46,331
		(株)NTTドコモ	携帯電話料金 2,3月分	6,860
		(株)市川商店	事務用品費 3月分	262,400
		(株)リクルート	パ-ソ-システム利用料 3月分	8,640
		ユーシーシーフーズ(株)	コーヒーサービス 3月分	9,936
		杉並税務署	未払消費税額	2,244,300
		社福)あけぼの作業所他5件	軽作業(3月分)の未払額	299,696
		訓練生	交通費、給食費給付金 1月~3 月分	155,072
		訓練生	実習奨励金 3月分	4,000
	訓練生	施設外就労作業工賃 3月分	8,000	
	訓練生	軽作業工賃 3月分	81,700	
預り金	杉並区	区障害者通所施設サービス推進 事業補助金返還金	85,000	
	杉並区	平成30年度就労支援センター事 業受託料返還金	2,704,935	
	杉並年金事務所	社会保険料	961,910	
	杉並税務署	源泉所得税	59,390	
流動負債合計			11,418,142	
固定負債合計			0	
負債合計			11,418,142	
正味財産			524,320,100	

平成30年度

監 査 報 告 書

平成31年4月17日

監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
理事長 宇賀神 雅彦 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

監事 若原文 安



監事 南雲 芳幸



私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

- (1)業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2)会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1)事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員 の 設置)

第24条 事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。）及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 事業団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 会員

(会員)

第47条 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

附 則

この定款は、平成25年8月30日から施行する。

平成31年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自2019年(平成31年)4月1日

至2020年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

平成 3 1 年度事業計画書	-----	1
平成 3 1 年度収支予算書	-----	9

平成31年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

事業計画書

基本方針

障害者雇用については、平成30年4月から精神障害者が障害者雇用率に算入されたことに伴い、法定雇用率も引上げられて当面2.2%で施行されている。

また、障害者総合支援法が改正施行されて、定着支援事業が障害福祉サービスに新たに加わったことにより、働く障害者に対する取り組みはいっそう進展してきている。

こうした中、当事業団は障害者雇用をめぐる状況の変化に合わせ「ワークサポート杉並・事業推進プラン」(2019～2023年度)を昨年度、新たに策定したところである。

このプランの概要は以下のような構成になっている。

「相談から職場定着まで切れ目のない支援」

- (1) 相談環境の整備と相談機能の充実
- (2) 安定して働き続けられるための支援
- (3) 多様な働き方のできる職場の開拓

「働くための能力の向上を支援」

- (1) 発達障害者に対する支援の強化
- (2) 就労移行支援事業の充実
- (3) 働くために必要な生活力の向上

「関係機関の連携による支援力の向上」

- (1) 区内福祉施設への支援・連携の促進
- (2) 特別支援学校との連携の強化
- (3) 関係機関との連携強化

今年度以降、このプランの実現に向けて各年度の事業計画の中にプラン推進事業を重点事業と位置付け、着実に実施していくことになる。特に今年度はプランを軌道に乗せる重要な年度となるため、四半期ごとに進捗状況を把握しながら事業実施を図ることとする。

また、これらの事業に携わる職員についても人材育成計画にもとづき研修等を通じて能力のいっそうの向上に努めるものとする。

事業計画

注： 印は事業推進プラン項目及び掲載ページ数を表す

事業名	事業内容	
障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援(第1号事業)		
1 就労相談	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する情報の提供をはじめ、安定した職業生活を送るため、日常生活面を含め他機関と連携した幅広い相談業務を行う。 ・相談時間帯の拡大【新規】 P.12 ・求人情報検索サービスの提供【新規】 P.12 	
2 職業評価	<ul style="list-style-type: none"> ・就労面での課題等について職業評価を充実することにより、支援計画の策定や円滑な就労支援活動に役立てる。 ・アセスメントシート等の開発【新規】 P.12 	
3 利用者に対する就労・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応じた就労支援とともに、必要な生活支援を一体的に行う。就職後は安定して働き続けられるよう各種支援を行う。 ・就職している知的障害者及び精神・発達障害者の余暇活動支援の充実 P.13 ・若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施【新規】 P.16 ・生活スキル向上プログラム(独自サービス)の検討、実施【新規】 P.18 ・就職準備フェアの実施 	
4 職場体験機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が就職への意欲を高められるよう、区役所や企業等での職場体験実習や障害者が就労している企業の見学会を行う。 ・企業見学会と企業等体験実習の充実 P.19 	
事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援(第2号事業)		
1 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> (1)企業向けパンフレット等の発行【新規】 P.15 ・区内企業の職場開拓に伴い、障害者雇用に関する最新の情報を盛り込んだパンフレット等を作成し配布する。 (2)個別相談 ・障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対し障害者の雇用や職場定着に対する助言、その他の援助を行う。 	
2 企業向けセミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用に関するセミナーを開催し、障害者に対する理解を深めることにより、企業における障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図る。 	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	通年	就労を希望する障害者、現に就労している障害者	電話相談 7,300件 来所相談 1,400件 訪問相談 2,500件	
	通年(週2日)	"	毎火・木曜日、19時まで相談延長	
	随時	"	随時提供	
	随時	就労等を希望する障害者、特別支援学校生	評価実施 50件	
	随時	"	(開発・試行)	
	通年	就労を希望する障害者、就労中で職場定着支援あるいは転職を希望する障害者、特別支援学校卒業者等	新規登録者 100人 登録者累計 1,100人 ワクサポ広場 年21回 知的障害者向け交流会 年2回 精神障害者向け茶話会 年2回 発達障害者向け交流会 年1回 PC講習会 年6回	
	随時	"	コミュニケーション講座 年2回	
	随時	"	生活スキル向上プログラム 年6人	
	平成31年12月頃	家族・企業担当者等を含む	参加者 120人	
	随時	区内福祉施設等利用 者で就職を希望する	職場体験実習 年55人	
	随時	障害者及び施設指導員	企業見学会 年2回	
	随時	事業主	1,500部	
	随時	事業主	1,500件	
	平成31年11月頃	事業主	セミナー・情報交換会 年1回	

事業名	事業内容	
障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)		
1 広報活動	<p>(1)ワークサポート杉並だよりの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用支援事業団の活動状況等を紹介する機関紙を定期的に発行することで、情報発信の充実を図る。 <p>(2)事業団ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団等の情報を迅速に提供するとともに、様々な事業活動を掲載するなど内容の充実を図る。 <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等に参加し、事業団のPR活動に努める。 	
2 セミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労、雇用等をテーマにセミナーを開催し、障害者就労全般に関する理解を深める。 ・本人、家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施 P.13 	
3 就労情報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携と区内の事業所や団体との情報交換を行い、障害者の実習や就労等に関する情報を収集する。 	
4 障害者就労に関する調査・研究	<p>(1)職域開拓の調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内企業の職場開拓 P.15 ・短時間就労に向けた取り組みの強化【新規】 P.15 <p>(2)利用者を対象とした調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に就職する障害者の意向調査を行い、よりの確な就労支援、職場定着支援の方法を検討する。 <p>(3)成人期の発達障害者の職業準備プログラムの連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区が行う成人期の発達障害者支援事業に就労支援の立場から連携及び協力を行う。 	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	四半期毎	障害者施設・団体等	1回あたり1,400部 × 4回	
	常時	障害者及び一般区民等	随時更新	
	随時	障害者、特別支援学校 生・家族及び一般区民	杉並区障害者週間事業 特別支援学校行事 福社会館まつり等	
	通年	障害者・家族、一般区 民、施設関係者等	ワークサポートセミナー 年1回 本人・家族向けセミナー 年2回	
	通年	”	家族交流会 年1回	
	随時	企業、就労支援機関等	障害者雇用連絡会議 城南ブロック就労支援連絡会ほか	
	随時	企業、ハローワーク 就労支援機関、学術 機関、区等	区内企業訪問 年60社 区内企業実習 年10社 区内企業採用 年8社	
	随時	”	短時間雇用 年2社	
	四半期毎	登録している就職障害 者	当該年度に就職した障害者	
	通年(木曜日)	障害者(発達)	区、保健センター、相談支援機関 等	

事業名	事業内容	
地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援(第4号事業)		
1 区内福祉施設等における就労促進への支援	<p>(1)区内福祉施設への支援・連携の促進 ・就職活動をする際に必要となる情報の提供を行う。また、企業担当者を引き区内福祉施設等で就労に向けた助言をしてもらう。 ・施設指導員の就労支援活動をサポート P.19</p> <p>(2)特別支援学校等との連携の強化 ・就学中より、担当教員等と連携を図り、学校訪問や採用前の職場実習に同行する等を行い、登録後のスムーズな定着支援につなげる。 ・就職する生徒に対する職場定着支援の充実 P.20 ・生徒・保護者に対する支援の充実 P.20</p>	
2 区内関係機関等ネットワークを活用した支援	<p>(1)雇用支援ネットワーク会議の実施 ・ネットワーク機能を活用した支援体制作り P.21</p> <p>(2)相談支援機関との連携の強化【新規】 P.21 ・地域の相談支援機関と連携し、働いていない障害者の就労ニーズを把握するとともに、事業団の支援内容を理解してもらう。</p> <p>(3)医療機関等との連携の強化【新規】 P.21 ・精神、発達障害者等の増加に対応するため、医療従事者や保健福祉機関との円滑な連携を図る。</p> <p>(4)支援困難ケースへの対応力の向上【新規】 P.21 ・通常の体制では支援が困難なケースについて、医療・福祉関係者の専門家を加えた特別編成チームによる総合的な支援について検討、実施する。</p>	
3 研修会への参加及び実施	・事業団、区内福祉施設、就労支援機関等の支援者向けに、支援スキルの向上等を目的とした各種研修を行う。	
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業(第5号事業)		
就労移行支援事業の実施	<p>(1)利用対象者の把握 ・就労を希望する障害者の把握に努める。</p> <p>(2)職業準備訓練等の実施 ・就労関係プログラム ・施設外活動の利用による訓練プログラム【新規】 P.16 ・発達障害者支援プログラム【新規】 P.16 ・就職者によるピアサポート【新規】 P.17 ・就職者のための同窓会【新規】 P.13</p> <p>(3)就労定着支援事業の実施【新規】 P.13 ・就労移行支援事業所等より就職し、就職後6ヶ月を経過した方(障害福祉サービス受給者)を対象に、最長3年間の定着支援を行う。</p>	

	時 期	対 象	規 模 等	備 考
	随時	区内福祉施設の指導員等	随時情報提供	
	随時	〃	企業担当者の訪問助言 年4回程度	
	随時	特別支援学校等教員、生徒・保護者	特別支援学校・学級訪問等 7所	
	随時	〃	新規就職予定者に対応	
	随時	〃	訪問説明会等 7所	
	随時	ハローワーク、相談支援事業所、福祉施設、特別支援学校等	年12回	
	随時	障害者地域相談支援センター、特定相談支援事業所	すまいる3所ほか	
	随時	医療機関、保健センター等	随時	
	月2回	医療、福祉関係者	随時	
	通年	事業団職員、区内福祉施設等職員	対象者 100人	
	通年	就労を希望する障害者	見学会の実施、障害者施設の訪問ほか	
	通年	就労を希望する障害者	利用対象者(定員) 20人 開所日数 年間241日 利用時間 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00 施設外活動 数所	
	通年	〃	発達プログラム 月2回	
	通年	〃	ピアサポート 月1回	
	随時	当該就労移行支援事業を利用し就職した障害者	同窓会 年1回	
	随時	定着支援を希望する障害者	利用対象者(年間) 20人	

平成31年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

収 支 予 算 書

平成31年度 収支予算書
(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	10,000	10,000	0
基本財産受取利息振替額	4,271,000	5,584,000	1,313,000
基本財産運用益計	4,281,000	5,594,000	1,313,000
受取会費			
団体会員受取会費	11,000	10,000	1,000
賛助会員受取会費	25,000	25,000	0
受取会費計	36,000	35,000	1,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	1,795,000	1,618,000	177,000
受託事業収入	72,826,000	71,379,000	1,447,000
受取訓練等給付金	32,416,000	35,047,000	2,631,000
受取利用者負担金	100,000	100,000	0
施設外就労業務事業収入	100,000	120,000	20,000
事業収益計	107,237,000	108,264,000	1,027,000
受取補助金			
受取国庫補助金	100,000	100,000	0
受取区補助金	14,216,000	13,597,000	619,000
受取区サービス推進費補助金	3,588,000	4,464,000	876,000
受取区交通費等補助金	1,318,000	1,318,000	0
受取補助金計	19,222,000	19,479,000	257,000
受取寄附金			
受取寄付金	0	10,000	10,000
雑収益			
受取利息	2,000	10,000	8,000
雑収益	5,000	3,000	2,000
雑収益計	7,000	13,000	6,000
経常収益計	130,783,000	133,395,000	2,612,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,375,000	5,375,000	0
給料手当	40,304,000	43,030,000	2,726,000
非常勤職員報酬	32,007,000	30,912,000	1,095,000
通勤交通費	2,749,000	2,845,000	96,000
退職給付費用	1,200,000	1,440,000	240,000
福利厚生費	312,000	551,000	239,000
法定福利費	13,979,000	14,214,000	235,000
旅費交通費	2,692,000	3,005,000	313,000
通信運搬費	1,279,000	1,381,000	102,000
減価償却費	62,000	71,000	9,000
消耗品費	1,501,000	1,562,000	61,000
修繕費	607,000	607,000	0
印刷製本費	413,000	313,000	100,000
燃料費	41,000	41,000	0
光熱水料費	1,491,000	1,489,000	2,000
賃借料	1,945,000	2,510,000	565,000
支払保険料	797,000	820,000	23,000
諸謝金	3,183,000	2,278,000	905,000
租税公課	4,793,000	4,209,000	584,000
支払負担金	797,000	749,000	48,000
委託費	6,905,000	8,127,000	1,222,000
図書費	20,000	10,000	10,000

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費	10,000	10,000	0
訓練奨励金	120,000	120,000	0
支払報酬	245,000	245,000	0
支払利用者工賃	369,000	312,000	57,000
外注加工費	1,212,000	1,080,000	132,000
施設外就労作業工賃	120,000	120,000	0
支払交通費給付金	732,000	732,000	0
支払給食費給付金	586,000	586,000	0
渉外交流費	10,000	10,000	0
雑費	346,000	270,000	76,000
事業費計	126,202,000	129,024,000	2,822,000
管理費			
役員報酬	2,114,000	2,114,000	0
非常勤職員報酬	386,000	386,000	0
通勤交通費	66,000	66,000	0
福利厚生費	13,000	12,000	1,000
法定福利費	603,000	596,000	7,000
旅費交通費	16,000	21,000	5,000
通信運搬費	55,000	55,000	0
減価償却費	0	1,000	1,000
消耗品費	54,000	54,000	0
印刷製本費	459,000	690,000	231,000
光熱水料費	79,000	79,000	0
賃借料	59,000	90,000	31,000
諸謝金	40,000	40,000	0
租税公課	72,000	72,000	0
委託費	347,000	385,000	38,000
図書費	59,000	49,000	10,000
会議費	50,000	50,000	0
渉外交流費	20,000	20,000	0
雑費	100,000	104,000	4,000
管理費計	4,592,000	4,884,000	292,000
経常費用計	130,794,000	133,908,000	3,114,000
評価損益等調整前当期経常増減額	11,000	513,000	502,000
当期経常増減額	11,000	513,000	502,000
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	11,000	513,000	502,000
一般正味財産期首残高	22,497,322	18,769,746	3,727,576
一般正味財産期末残高	22,486,322	18,256,746	4,229,576
指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	4,271,000	5,584,000	1,313,000
一般正味財産への振替額	4,271,000	5,584,000	1,313,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	502,798,938	502,723,946	74,992
指定正味財産期末残高	502,798,938	502,723,946	74,992
正味財産期末残高	525,285,260	520,980,692	4,304,568

平成31年度 収支予算書内訳表

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計 300	内部取 引消去	合 計
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息		10,000		10,000
基本財産受取利息振替額		4,271,000		4,271,000
基本財産運用益計	0	4,281,000		4,281,000
受取会費				
団体会員受取会費	11,000			11,000
賛助会員受取会費	25,000			25,000
受取会費計	36,000	0		36,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	1,795,000			1,795,000
受託事業収入	72,826,000			72,826,000
受取訓練等給付金	32,416,000			32,416,000
受取利用者負担金	100,000			100,000
施設外就労業務事業収入	100,000			100,000
事業収益計	107,237,000	0		107,237,000
受取補助金				
受取国庫補助金	100,000			100,000
受取区補助金	13,911,000	305,000		14,216,000
受取区サービス推進費補助金	3,588,000			3,588,000
受取区交通費等補助金	1,318,000			1,318,000
受取補助金計	18,917,000	305,000		19,222,000
受取寄附金				
受取寄付金	0	0		0
雑収益				0
受取利息	1,000	1,000		2,000
雑収益		5,000		5,000
雑収益計	1,000	6,000		7,000
経常収益計	126,191,000	4,592,000		130,783,000
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,375,000			5,375,000
給料手当	40,304,000			40,304,000
非常勤職員報酬	32,007,000			32,007,000
通勤交通費	2,749,000			2,749,000
退職給付費用	1,200,000			1,200,000
福利厚生費	312,000			312,000
法定福利費	13,979,000			13,979,000
旅費交通費	2,692,000			2,692,000
通信運搬費	1,279,000			1,279,000
減価償却費	62,000			62,000
消耗品費	1,501,000			1,501,000
修繕費	607,000			607,000
印刷製本費	413,000			413,000
燃料費	41,000			41,000
光熱水料費	1,491,000			1,491,000
賃借料	1,945,000			1,945,000
支払保険料	797,000			797,000
諸謝金	3,183,000			3,183,000
租税公課	4,793,000			4,793,000
支払負担金	797,000			797,000
委託費	6,905,000			6,905,000
図書費	20,000			20,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計 300	内部取 引消去	合 計
会議費	10,000			10,000
訓練奨励金	120,000			120,000
支払報酬	245,000			245,000
支払利用者工賃	369,000			369,000
外注加工費	1,212,000			1,212,000
施設外就労作業工賃	120,000			120,000
支払交通費給付金	732,000			732,000
支払給食費給付金	586,000			586,000
渉外交流費	10,000			10,000
雑費	346,000			346,000
事業費計	126,202,000	300		126,202,300
管理費				
役員報酬		2,114,000		2,114,000
非常勤職員報酬		386,000		386,000
通勤交通費		66,000		66,000
福利厚生費		13,000		13,000
法定福利費		603,000		603,000
旅費交通費		16,000		16,000
通信運搬費		55,000		55,000
減価償却費		0		0
消耗品費		54,000		54,000
印刷製本費		459,000		459,000
光熱水料費		79,000		79,000
賃借料		59,000		59,000
諸謝金		40,000		40,000
租税公課		72,000		72,000
委託費		347,000		347,000
図書費		59,000		59,000
会議費		50,000		50,000
渉外交流費		20,000		20,000
雑費		100,000		100,000
管理費計	0	4,592,000		4,592,000
経常費用計	126,202,000	4,592,300		130,794,300
評価損益等調整前当期経常増減額	11,000	300		11,300
当期経常増減額	11,000	300		11,300
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0		0
経常外費用計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	11,000	300		11,300
一般正味財産期首残高	4,968,724	17,528,598		22,497,322
一般正味財産期末残高	4,957,724	17,528,298		22,486,022
指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	0	4,271,000		4,271,000
一般正味財産への振替額	0	4,271,000		4,271,000
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	502,798,938		502,798,938
指定正味財産期末残高	0	502,798,938		502,798,938
正味財産期末残高	4,957,724	520,327,236		525,284,960

資金調達及び設備投資の見込を記載した書類

(2019年(平成31年)4月1日から2020年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入金の予定はありません。

(2) 設備資金の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定はありません。

